

令和3年4月23日

関係団体 各位

山形県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染につきましては、県内では、3月中旬から感染者が再上昇しはじめ、特に村山地域における新規感染者の急増により、医療提供体制がひっ迫したことから、山形市と寒河江市と共同で県独自の「緊急事態宣言」を発出し、感染拡大防止に向けた緊急対策を実施してきました。

今般、山形市の新規感染者数や感染経路不明者の状況、医療のひっ迫状況などを踏まえ総合的に判断し、寒河江市に続き、山形市を対象とした「緊急事態宣言」を解除いたしました。

しかしながら、県内でも感染力や重症化リスクが高いとされる変異株の感染が確認されており、全国的にも、4都府県に緊急事態宣言が発出され、7県にまん延防止等重点措置が適用されるなど感染が再拡大しています。

これまでも感染拡大の防止に御協力いただいていたところですが、大型連休を迎えるにあたり、更なる感染拡大を何としても阻止するため、県民の皆様や事業者の皆様には、感染防止の取組みへの御協力をいただきたいと考えております。

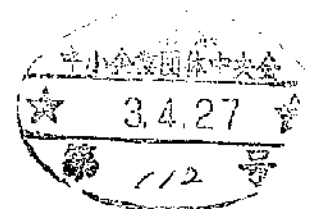
貴団体におかれましては、感染拡大防止という趣旨を御理解いただき、別紙「新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みについて（依頼）」の会員事業所等への周知について御協力賜りますようお願い申し上げます。

<参考>

○「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」

（内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページ内）

<https://corona.go.jp/prevention/>



〔担当〕

山形県産業労働部商工産業政策課

課長補佐 庄司

TEL:023-630-2134

令和3年4月23日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

各事業者様

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉村美栄子

新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みについて（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染につきましては、県内では、3月中旬から感染者が再上昇はじめ、特に村山地域における新規感染者の急増により、医療提供体制がひっ迫したことから、山形市と寒河江市と共同で県独自の「緊急事態宣言」を発出し、感染拡大防止に向けた緊急対策を実施してきました。

今般、山形市の新規感染者数や感染経路不明者の状況、医療のひっ迫状況などを踏まえ総合的に判断し、寒河江市に続き、山形市を対象とした「緊急事態宣言」を解除いたしました。

しかしながら、県内でも感染力や重症化リスクが高いとされる変異株の感染が確認されており、全国的にも、4都府県に緊急事態宣言が発出され、7県にまん延防止等重点措置が適用されるなど感染が再拡大しています。

つきましては、これまでも繰り返しお願いをしてくださっているところですが、事業者の皆様には、更なる感染拡大、医療提供体制のひっ迫を防ぐため、引き続き、業種別の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守いただくとともに、別紙の感染防止の取組みをお願いしたいと存じますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

<参考>

- 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」
(内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページ内)
<https://corona.go.jp/prevention/>

県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い

県内では、3月中旬から感染者が再上昇をはじめ、特に村山地域における新規感染者の急増により、医療提供体制がひっ迫したことから、山形市と寒河江市と共同で県独自の「緊急事態宣言」を発出し、感染拡大防止に向けた緊急対策を実施してきました。

今般、山形市の新規感染者数や感染経路不明者の状況、医療のひっ迫状況などを踏まえ総合的に判断し、寒河江市に続き、山形市を対象とした「緊急事態宣言」を解除いたしました。

しかしながら、県内でも感染力や重症化リスクが高いとされる変異株の感染が確認されており、全国的にも、4都府県に緊急事態宣言が発令され、7県にまん延防止等重点措置が適用されるなど感染が再拡大しています。

このため、一層の感染防止の取組みが必要です。以下のことについて御理解、御協力をお願いします。

1 基本的な感染防止対策について

県民の皆様には、感染のリスクが常に身の回りにあるという意識を持っていただき、こまめな手洗いや正しいマスクの着用、消毒、適切な換気、身体的距離の確保、3つの密を避けるなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

事業者の皆様には、従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」遵守の徹底をお願いします。

2 感染が多い地域との往来について

- ・ 政府の緊急事態宣言の対象区域（東京都、京都府、大阪府、兵庫県）やまん延防止等重点措置の対象区域（宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県）との往来は、控えてください。（5月11日まで）
- ・ 4月16日現在で直近1週間の10万人あたりの陽性者数が15人以上（政府のステージⅢの指標）となっている地域（奈良県、和歌山県、徳島県）との往来は十分に注意してください。

※なお、いずれも通勤通学などのための往来は除きます。

- ・ テレワークやオンラインを積極的に活用してください。
- ・ 往来が必要な場合でも、訪問先では、基本的な感染防止対策を徹底し、会食は控えてください。
- ・ 県外（特に感染が多い上記の地域）からの来県者との会食は控えてください。

3 大型連休中の帰省、会食等について

- ・ 県境をまたぐ帰省や旅行、法事などの移動は、控えてください。
- ・ ご家族やご親族に、体調が悪い時の帰省や、感染が多い地域からの帰省は控え、電話やオンライン帰省を活用するようお伝えください。
- ・ こまめな手洗い、消毒、正しいマスクの着用、三つの密の回避など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 会食は感染対策が講じられたお店で、少人数・短時間、マスク飲食などを徹底して行ってください。

マスクを外した会話・会食・カラオケが、最大の感染リスクです！

- ・ 大型連休中の出勤は必要最小限とし、テレワークやオンラインを活用してください。

【会食における感染防止の取組み】

- ・ 普段一緒にいる人と、少人数・短時間で
- ・ 会場は、業種別ガイドラインを遵守している施設で
- ・ 会話の際はマスクを着用する
- ・ 体調が悪い人は参加しない
- ・ 飲酒を伴うカラオケは控える
(弁当やテイクアウトを活用する)

4 高齢者や持病のある方等の感染防止について

高齢者や持病のある方及びその家族、また、介護施設など普段高齢者と接する機会が多い方は、会食をできる限り控えてください。

なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。

以上